

中国新婚姻法見聞記

——夫婦親子の姓氏をめぐるアンケート調査を交えて

加 藤 美 穂 子

はじめに

1. 婚姻法改正の意義
2. 夫婦の一方が他方の「家庭成員になる」とは
3. 子の姓氏規定とアンケートの結果
4. 「離婚後の扶養」への疑問
5. ある人民公社で聞いた家族関係むすびにかえて

はじめに

1981年の幕開けと共に、中国では新婚姻法が施行された。昨年9月10日第5期全人代第3回会議で公布されたものである。その直後、幸い日本弁護士友好訪中団参加の機会に恵まれ、この際中国婚姻法をいくらかでも学ぶことができればと考えた。訪中に先立ち、新旧両婚姻法の条文を比較読みするうち、先ず心を惹かれたのが、新婚姻法第8条の、「婚姻登記の後、男女は双方の合意により、女は男の家庭の成員となることができ、男も女の家庭の成員となることができる」という新しい規定であった。このような規定はわが国の家族法にはもちろん、他国法にも寡聞にしてその存在を知らない。この条文は、一体、何を目的とし、いかなる法的効果をもつのであろうか。是非とも中国の法律家に質したいと訪中目的の1つとした。

ついで、子の姓氏に関する規定が新設されたことを知った。中国では夫婦は原則的に別姓であり、封建的婚姻制度下では、子の姓は当然に父姓であった。今や、強度の男尊女卑的家父長制家族社会から開放され、わが国とは比較にならない程女性

が職場に進出し、男女の家事分担も浸透しており、「女性は天の半分を支える」とよく引用される言葉からも推しはかれるように、男女平等の実現化社会に変容しつつあると聞く。子の姓氏も父姓でも母姓でもよい扱いを新婚姻法は明記した。

実は、わが国でも近時夫婦別姓を認めるべきではないかとの立法論が、女性の社会活動の拡大に伴って生じているが、その最もネックになるのが子の姓の問題である。中国における夫婦親子の姓氏に関するアンケート調査を試みたい思ひは、かなり前から懷いていたので、チャンス到来と思った。周知のように今日の中国では人口抑制政策の実行がきわめて重要課題となっている。人口問題を除いては婚姻法改正問題は理解できないのではないかとの福島正夫先生のご指摘を念頭におきながら、人口政策と関連つけた夫婦親子の姓氏をめぐるアンケート調査を訪中目的に加えた。

また、訪中日程には裁判所訪問や法律家との対談も予定されていたので、機会ある毎に新婚姻法と家族関係の話題を聞き出したいと考えた。

しかし、アンケート調査を目論んだものの、第1に現在の中国ではたしてそれが可能なのか、第2に筆者には中国語の素養がない。後者の対策としては、簡単な、該当箇所に丸印で回答する、10の設問を中国文で印刷した用紙を用意することにしたが、前者の調査の可能性については、来日中の中国社会科学院法学研究所所員何天貴先生のご忠告にしたがい、訪中前に予め調査目的、方法（筆者が直接中国の人々に個別的質問をする）、設問内容を記した申請書を提出し、後は天にまかせることとなった。回答者に使用後進呈しようと日本製鉛筆を100余本削って持参した。

調査は、10月3日、最初に中国大陆の地を踏んが北京空港において、油を売っているかにみえた男性グループから始まった。初めは「請問」とだけいって、用紙を見せ鉛筆を渡して、丸印をつける回答をしてもらっていたが、時間がかかった。時が経つにつれ、人々との接触に慣れて、最初の設問に必要な片言がどうにか口に出るようになってからは、用紙を見せながら回答をえて筆者が該当箇所に丸印をつけることとした。この方法により、設問にない「男の子何人？ 女の子は？」といったことも聞き出せたし、「男子1人、女子1人」と答える者に、「很好✓」とか「太好✓」と相槌の1つも打て、近親感が湧き、時間的にもはかどって、持参用紙はすべて回答を得ることができた。他方、新婚姻法に関する質問の方は、残念ながら、とくに時間的、言語的制約のため、思うように聞き出せないで終わった。

したがって、中国法には素人であり、中国語の素養もない者の、きわめて短期間、かつ限られた地域で得た見聞にすぎないことをお拒りしつつ、小稿を呈しご批判を仰ぎたい。

1. 婚姻法改正の意義

革命後の中国における婚姻法改正経過をみると、1931年11月中華ソヴェト共和国臨時中央政府の成立直後、早くも12月1日に「中華ソヴェト共和国婚姻条例」が施行されており⁽¹⁾、昨年まで実定法であった「中華人民共和国婚姻法」（以下50年法と略称）も、建国の翌年1950年に制定されている。このたびの新婚姻法も文革の終結後、新しい社会主義法治国家を目ざす中国において、憲法（78年）、刑法（79年）につづいて、民法に先がけて公布、施行されたものである。

こうした中国における婚姻立法重視の理由は、数千年前から始まった封建的旧婚姻制度を打破するためであり、いいかえれば、人々から幸福な生

活を奪い、同時に多くの社会的生産力の発展をも妨害した家父長制的家族制度からの解放、とくに男性がうけた3つの権力（政・族・神権）に夫権を加えた四権力に支配され、奴隸的服従を強いられた女性の解放なくしては、中国革命の勝利はないとの考えにもとづくのであって、中国革命にとって、婚姻法改正は土地法、税法と共に、きわめて重要な役割をもつものとされる⁽²⁾。

したがって、婚姻条例は総則に婚姻自由の原則を掲げるだけでなく、一切の封建的な、他人のとりきめ、強制および売買による婚姻制度の廃止、童養媳の禁止をも定めた。50年法も、婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等を謳う他に、納妾、童養媳の禁止、寡婦婚姻の自由への干涉禁止、婚姻に関する財物強要禁止をも規定する。新婚姻法では、納妾、童養媳禁止の規定こそないが、依然として、第三者決定による婚姻、売買婚、婚姻の自由に干涉する諸行為、婚姻を理由とする財物強要の禁止といった規定が残されている。

こうした規定はわが国の婚姻法にはない。われわれ日本人には、むしろ奇異に感ずるのではなかろうか。しかし、中国では今もなおこの種の婚姻が根強く残存するといわれる⁽³⁾。そこで、かかる規定の必要性を明らかにするためにも、2～3000年の長きに亘って続いてきた封建的婚姻制度が、いかに人間性無視の内容をもっていたか、簡単にふれておきたい。

それは同祖同姓の父系血族（縁）集団である宗族制の下にあり、宗長は同族の指揮統率者として婚姻、縁組、分家、家産分割などの許可権をもっていた⁽⁴⁾。孟子の言葉「不孝有三、無後為大」の後とは男子を意味し、女子が何人であろうと無後であり、後継者なく大不孝者となった。女子は「伝宗接代」の主体にはなれず、その道具でしかない⁽⁵⁾とする考えは宗族観念からくる。

旧婚姻制度の第1の特色として、婚姻は請負い強制婚で、「父母の命令と媒酌人の言^{いいつけ}」で成立し

た。婚姻には家格の同一性が要求され（門当戸対）夫家から妻家へ、それ相当の財物提供が必要な、まさに売買婚であった。このため、貧しい家の男は生涯妻をもてず、今日の中国の養老院は、他国と逆に男性老人が圧倒的多数をしめる⁽⁶⁾のも、結婚できず家族がないからである。婚姻に経済的負担が大きいので、将来息子の嫁にするため、なかには男子出生を見越して安い値の幼女を買う童養媳（一種の女奴隷制⁽⁷⁾）が行われ、その結果、十才未満の男子と20才前後の女性との婚姻（奶婚、等郎婚）が生じた。夫にとっても、「妻は禿か馬鹿でなければ十分」とされ、親の決めた嫁を拒めなかった。

第2の特色は男尊女卑、一夫多妻制であった。「めんはめしではない、女は人ではない」「男子徳あれば即ち才、女子才なければ即ち徳」、「すぐれた女でも下らない男に及ばぬ」と、女は男より劣るものであり、出すぎたことをするのは恥とされた。また、「夫は妻の天」であり、妻は夫に絶対服従を強いられた。「めんは揉むほどやわらかくなる、妻は打つほどおとなしくなる」、「娶った妻、買った妻は、自分（夫）で乗ろうが打とうが勝手」、「嫁鶏随鶏、嫁狗随狗⁽⁸⁾」（鶏のような夫であろうが犬のような夫であろうと、絶対に妻は夫に従わなければならない）といった、あげるにいとまのない多くの諺は妻の地位を語って余りある。さらに、質入妻（典妻）、賃貸妻（租妻）といって、妻を娶るほどの経済力のない男などに、夫が妻を家畜のごとく、質入したり、賃貸する制度があった。この場合、妻の生む子は天然果実として扱われ、子の実父いかに関係なく、生まれた時の家の子となった。例えば、実の父は夫であっても、妻の質入れ中に生まれれば質主の子であり、逆に、実父は賃貸主でも、期限がきて妻が夫の下に戻ってから生れれば夫の子となった。いわば、妻も子も家族労働の要員であり、妻は生産手段を生み出す道具でもあったのである。止む

なく親の決めた妻を娶った夫も、経済力をつけた後は、気に入った美しい、若い妻をいく人も持つことができた。妻にとって離婚の自由がないばかりか、夫の死後も、亡夫の父母、兄弟あるいは実家の父兄によって、他家へ再婚（売買婚）を強制されることも稀ではない悲惨な地位におかれた。

第3の特色は子の利益の無視であった。「父は子の天」であり、「父が子に死ねと命ずるならば、子は死ななければならない」とか「天下に正しくない父母はない」といわれ、親に絶対服従が孝道として要求された。封建家長の下で、家庭関係は親子の情愛とは縁遠く、「君臣の義」関係にある国家の縮図でしかなかったとされる。

以上のような封建的旧婚姻制度を廃し、新たな民主主義婚姻制度の樹立を目ざして、まず婚姻条例がいち早く制定され、中国婚姻制度の大改革を示した。つづく50年法は右条例の基本原則に立ち、婚姻の自由、一夫一婦制、男女平等に、さらに従来極度に虐げられてきた女性と子供の合法的利益保護を加えた四つのスローガンを、新民主主義婚姻制実現のために掲げた。そして、新婚姻法も、条例、50年法の基本原則を継承しつつ、新たな問題、人口の急激・莫大な増加に対処する抑制政策に起因する改正を加えて登場した。

今日では中国の人口は10億にものぼり（1978年末 9.7 億余）、建国直後の 5.4 億余からみると30年このかた倍近い数にまで迫っている。しかも、人口構成は20才以下の青少年が 4.6 億余を占めるため、人口抑制政策は出生率の低下に求める他ない厳しい条件下にあり、ここに一人子奨励政策が叫ばれる⁽⁹⁾必要性が存する。

中国において計画生育の実践は、幸福な家庭を増進させる家庭の利益と、社会主義建設、四つの現代化を促進する社会の利益の双方に完全に一致すると説かれている⁽¹⁰⁾。

新婚姻法では、人口政策に直接関係あるものとしては「計画生育の実行」を総則に掲げるだけで

なく、夫婦間の義務として家庭関係の章にも明記した(12条)。男女の婚姻適令が各2才⁽¹¹⁾ずつ引上げられ、男22才、女20才は世界的にも最高であり、日本より男女とも4才も高い。さらに、「婚姻と出産の年令を遅らせることを奨励すべきである」と付記している(5条)。後にふれる「家庭成員となる」規定や子の姓氏規定の新設は、一人子奨励政策に対する布石的保障規定と解される。

また、人口政策とは微妙な関連性をもつ、幸福な家庭の招来、家族間の結合・扶け合いの強化を目ざし、総則に老人の合法的利益の保護と家庭成員間の虐待・遺棄の禁止を加えた。その理由は、革命により、とくに文革中、親を親とも思わず子が親を、また夫婦の一方が他方を告発したり、つるし上げたりして家族間の絆がゆるんだためにあるとも聞かされたが、他方、老人はじめ家庭成員に対する虐待行為は封建社会の悪弊の名残りであり、また利己利欲化して老父母の扶養を尽さないのは資本主義の悪影響であるとも説かれている⁽¹²⁾。社会主義制度の下では、老人の合法的利益は国家の確実な保障をうけるとしながらも、老人の合法的利益保護は社会主義家庭の重要任務の1つであると、家族間の援け合いを強調し、国家はまだ家庭成員に代って老人扶養する能力はないとも説明する⁽¹³⁾。

新婚姻法は革命来の基本原則に立ちつつ、30年の実践経験をふまえて、新しい人口抑制政策により招来される家族関係に備え対処すべく改正されたものと解される。

2. 夫婦の一方が他方の「家庭成員になる」とは

すでに記した新婚姻法第8条の意義を聞き出すチャンスはなかなかなかったが、西安空港で出発便が遅れ、見送りにみえた11名の陝西省律師(弁護士)協会会員と話す予定外の時間的余裕が生じ、

幸い通訳も側に居たので、切り出してみた。

「8条の家庭成員になることができるということは、具体的な法律上の効果として、例えば、妻が夫との合意により夫の家庭成員となると、妻は夫の親を扶養する義務を負う代りに、親からも扶養してもらう権利をもち、又、夫の親に対して相続権をもつことになるのか」と尋ねたところ、「全くその通りだ」との答えが返ってきた。4人の律師が同席していたが、みんなが首肯き、さらに1人が、「婚姻夫婦が一人子できょうだいが無い場合には、お互いが相手方の家庭成員になることにより、双方の親を扶養できて大変好都合である」と説明をつけ加えた。この時、2人のお嬢さんをすでに嫁がせておられた(実感的表現であって法的ではない)同席の田口邦雄団長が、「それはいい制度ですね」と大層感心されたのが印象に残っている。

この制度には、かつての日本の婿養子のような養子縁組手続は必要ないのかとの質問には、必要はないとの答であった。コロンブスの玉子ではないが、聞いてしまえば、「家庭成員になる」とはそうした法的効果以外にないようにも考えられてくるが、夫婦間の合意によって、そのような効果を生ぜしめる規定は、きわめてユニークなもので、大変心を動かされた。

仮りに、わが国でこれと同一の効果をもたらすには、どのような法的措置が必要か考えてみると、扶養の権利義務と相続権を互いにもつためには、相手方の親と養子縁組をする他ない。例えば、A男B女が結婚後に相手方の親との間にそうした法的効果をもつ地位に立つには、まず、ABの婚姻前に、AがBの親と養子縁組を行い、Bも又Aの親と養子縁組を行った後に、ABが結婚する他ないといった繁雑な手続が必要となる。

わが国では、明治民法下の婿養子と同様の法的効果を期して、現行法の下では、一人娘と結婚する男性が、結婚前に妻となる女性の親と養子縁組

する方法がとられるが、養子縁組を好まない男性が少なくない。まして一人息子の男性にはまず望めない方法である。子の数がとみに減少した日本においても、夫婦が結婚後、合意により当然に、双方の親との間に扶養の権利義務と相続権をもつとする法条文の存在は、大いに研究する余地があるように思われた⁽¹⁴⁾。

ところが、全人代会議で新婚姻法草案の説明にあたった武新宇常務委法制委員会副主任は、この条文について、「男の側が女の側の家庭の成員となる、通常いう『婿入り』の問題について」と前置きしており、つづいて、「これは婚姻の自由の保障、計画出産の推進、女兒だけで男児のいない家庭の困難の解決のいずれにも利点がある」と述べている⁽¹⁵⁾。

まず、この説明文から男女平等の原則に立つ中国婚姻法の下で、実際には男女平等ではないことが明白に読みとれるのは興味深く、皮肉でもある。何故なら、第1に、「婿入り」が問われるのは、依然として婚姻が嫁娶りを前提とするからで、一男一女が婚姻により新家庭を築くのであれば、そもそも婿入りは問題にならない筈だからである。男尊女卑、家父長制家族一宗族観の撲滅を目指す中国においても、現実には、結婚とは女が男の家に入るものと一般の人々は考えており、男が女の家に入るのは恥しいことと考えていると聞かされた。第2に「婚姻の自由の保障になる」と説かれるからには、男女いずれかが他方の家庭成員とならない場合に、結婚反対の事実上の抑圧が働くことを意味する。しかし、嫁娶りが前提であると、男が女の家庭成員にならないため婚姻の自由が妨げられてきたことになり、一人息子ではなく、一人娘の婚姻の多くが自由とならなかったのであろう。第3に、「女兒だけで男児のいない家庭困難の解決」とは、老親の経済的扶養問題だけであれば、今や男女ともに職業をもつ中国において、賃金の差を考慮しても困難さともまでは云えない。男

児による家・姓氏継承問題、婚姻により女が男の家に入る嫁娶り観念が前提となるからこそである。

従来の複数子家族であれば、婚姻が嫁娶りの前提の下に、右条文の新設によって、男が女の家庭成員になることも同様に奨励され、武氏の説明通り一応男児のない家庭への救済的役割を果たすこともできよう。しかし、今後一人子政策の結果、一人息子と一人娘の婚姻が生ずるとき、婿入り奨励の解釈ではもはや解決されないのではなかろうか。一人子奨励政策実現には男子であろうと女子であろうと差別は生じない保障が必要である。嫁娶りが当然とされる限り、男子出産の希望は捨て切れないであろう。右条文を「計画生育の実行に有利」とか「新風俗創造に有利条件」の実あらしめるためには、嫁娶り婚の考え自体を変える必要があるのではなかろうか。条文も「女は男の家庭成員になることができ、男も女の家庭成員となることができる」と男女双方について並記した。武氏は説明にあたって、婿入り問題として一方的理由をあげるにとどまらず、むしろ、嫁娶り前提の旧弊を否定すべき積極的解釈を示してこそ、一人子政策に呼応しうるものであり、又、新規定は充分それに堪える内容をもっていると思われる。

右条文に対する陝西省律師の説明は、その後具体的手続について考えていくと疑問が生じた。第1に、夫婦の合意で各自の親との間に法的関係が生ずるが、各配偶者と相手方親との間に合意は必要でないのか。因みに、先に述べたわが国における同一効果をもたらす行為は、夫婦間の合意は法的要件ではなく、親と相手方配偶者間の養子縁組意思の合致こそが必要である。第2に夫婦間の合意は要式行為か否か。重要な法的効果をもつのであるから、第三者からも明白に判る客観的表示が必要ではないのか。例えば戸籍上の記載とか。

そこで、在日中の一法律家にたずねてみたところ、陝西省律師の説明は誤りであるという。家庭の成員になれるのは夫婦のうち一方だけである。

例えば、合意により夫が妻の家庭成員になると、夫は妻の親と同居し、同一戸籍⁽¹⁶⁾に入る。妻の父が依然として戸主である。この場合に妻の方も夫の家庭成員になるなどということは戸籍の上からもあり得ない。道義上、実際に夫婦が双方の親を扶養する話し合いは、もちろん可能だとの説明をうけた。わが国では、婚姻により各々親の戸籍から出て夫婦新戸籍を作る。どちらの親であれ、親と子夫婦が同一戸籍になることは絶対にない。中国において、家庭成員になることは戸籍を同一にする意味をもつとすると、「伝宗接代」意識からの脱却は戸籍上からも困難ではなかろうか。夫婦別氏で同戸籍扱いだけに、嫁娶り婚は一層、子の姓は父姓が当然となり、宗族意識は払拭し難いのではないかと思う。戸籍扱いが以上のものであれば、戸籍上、夫婦が相互に相手方の家庭成員となるのは不可能かも知れない。しかし、わが国のように夫婦は新戸籍を作成する方法がとられれば、仮りに、夫婦の新戸籍上に（又、親の戸籍上に）家庭成員合意の成立を明記するといった方法が可能である。一人子奨励政策実現に効果的である点においては、夫婦双方が互いに相手方の家庭成員となり得る解釈をしていた陝西省律師の考えの方が、はるかに優れ、ユニークであると思われる。

この度、幸いにして中国の戸口登記制を紹介された野村好弘教授の論文に接することができた。戸口登記制は日本の戸籍と類似しているが同一制度ではなく、戸口とは住戸および人口の総称で、各戸に戸主があり、戸主と一ヶ所に共同居住する者で戸を形成するとされる。教授は「家庭成員」規定については、「いわゆる婿入りの奨励」として説明され、男が女の家庭成員となることは、戸口登記簿上だけでなく、男が女の家庭で同居することを意味し、一人子政策下の女子しかない親の老後不安緩和に役立つとされる⁽¹⁷⁾。

以上、武新宇氏、在日中の法律家・野村教授の説明はほぼ一致し、8条の規定は、現在の中国婚

姻が嫁娶り婚であるとの前提の下に、家庭の成員になるとは同一家庭で生活することを意味し、男も女の家庭成員となることができる規定を設けることにより、従来の男がそれを好としない弊を除き、一人子政策下の女兒だけの家庭の困難解決を図る趣旨に立つものということになる。

しかし、すでに述べたように、これでは一人子同士の夫婦の場合には解決されない。中国でも子夫婦は独立別世帯も認められるが、この場合は別居であるから戸口登記は親とは別となる筈である。

扶養方法は同居扶養とは限らない、生活費の給付による扶養義務を夫婦が双方の親に対してもつことは可能ではなかろうか。それとも、夫婦共稼ぎの婚姻形態においては、給付扶養はもはや法的規制を必要としないのであろうか。8条規定が親と子夫婦の同居を必要とする家族形態からくるもの⁽¹⁸⁾であるとしたら、容易ではないが、一人子同士の夫婦が双方の親と同居、あるいは隣合せて住むといった何らかの方法で、夫婦双方の親との間に家庭成員たる法的地位を認める方策を講ずることが、一人子政策にとって必要となるのではなかろうか。いや、嫁娶り婚、8条規定の廃止こそが終局的には望ましいのかも知れない。

文革のため多くの法律家が迫害され、北京大学法学部も他学部 비해、もっとも、復旧が遅れたと訪問の際聞かされた。お会いした裁判官の中には、出獄から2年足らずという方も居た。全国的に法律家、法学部の学生数は僅少で、陝西省の律師は目下106人でしかない。律師協会役員の協会発展にける意欲をひしひしと感じた。

陝西省律師の8条に対する解釈、法の理解度、法知識は未熟で、われわれ訪中者がそれを鵜呑みにすることの危険性を、その在日中の法律家から指摘され、また西安に限らず、訪中に際し反省すべき欠点であるとの批判をうけ、大いに感謝しつつも筆者には、西安での律師たちから受けた解釈の方が、一人子政策にはより適応しており、法条文の

内容としても魅力を覚えるのである。

いずれ新婚姻法につき詳細な解説書が出れば、明白な解答を得ることもできると思われるが、あえて誤解の恥を覚悟の上で披歴したものである。

3. 子の姓氏規定とアンケートの結果

新婚姻法は、「子女は父の姓を称することができ、母の姓を称することもできる」(16条)と定めている。50年法では「夫婦はおのおの自己の姓名を用いる権利をもつ」(11条)とする夫婦の姓名規定だけで、子の姓氏に関する規定はなかった。

夫婦親子の姓氏をめぐる簡単な10問によるアンケート調査は、訪問地の鄭州、洛陽、西安、北京で試みた。対象者は街頭・空港内の者、商店の買物客や店員、寺院など観光地周辺の住民・農民、玉工場など製作工場の工員と監督者、博物館参観者、ホテル従業員、バス・タクシー運転手、法律家(裁判官・律師・中国社会科学院法学研究所員)・通訳などである。短い期間の限られた日程でもあり、「出来なくて元々」の覚悟で、男女50名づつもできればと控え目に考えたが、持参用紙は全部使用し、有効回答者数は男77、女55の132名となった(1問 表1)。

(19) 設問内容及び解答による統計表は次の通りである。

<1問>性別

表1 回答者性別・地方別表

回答地 回答者性別	鄭州	洛陽	西安	北京	合計
男(人)	13	6	33	25	77
女(人)	20	7	20	8	55
計	33	13	53	33	132

<2問>年令

表2 回答者年令・性別表

年令 性別	男	女	合計
20代	1	5	6
30代	22	18	40
40代	29	22	51
50代	17	7	24
60代	7	3	10
70代	1		1

<3問>婚姻の有無

未婚の親なし。

<4問>子の教

表3 回答者年令・性別と子の数

回答者 子の数	二〇代		三〇代		四〇代		五〇代		六〇代		七〇代	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
一人	1	4	12	10	2	1	1					
二人		1	7	6	14	6	3	1	1			
三人			3	2	7	8	7	1	3	1		
四人					3	6	4	3	2			
五人					3	1	1	2	1			
六人									1			
七人											1	
八人							1		1			

<5問>子の姓氏

回答者と同姓か否か。

<6問>子と異姓であることに不満か否か。

<7問>子の姓氏決定者は誰か。

表4 子の姓氏決定者

回答者 子の姓氏決定者	回答者年令	二〇代	三〇代	四〇代	五〇代	六〇代	七〇代	合計
		二〇代	三〇代	四〇代	五〇代	六〇代	七〇代	合計
男性回答者	夫婦協議		10	12	11	4	1	38
	夫		10	12	3	2		27
	祖父		1	1				2
	伝統習慣	1	1	4	3	1		10
女性回答者	夫婦協議	3	12	12	4	1		32
	夫	2	5	9	2	1		19
	祖父					1		1
	伝統習慣		1	1				2

全国回答者年令別	子の姓決定者	回答者年令	二〇代	三〇代	四〇代	五〇代	六〇代	七〇代	合計
			夫婦協議						
	夫婦協議		3	22	24	15	5	1	70
	夫		2	15	21	5	3		46
	祖父			1	1		1		3
	伝一習慣		1	2	5	3	1		12

＜8問＞ 子の姓氏決定にあたり、性別、長幼などの理由が関係したか。

男子は父姓、女子は母姓とか、長子は父姓、女子は母姓といった、子の姓を決めるに際し、何らかの差別的理由に関係があったか否かを質すものであったが、語学力不足のため、質問趣旨が理解されず、不確実な結果に終わった。

表5 全回答者性別・年令別

回答者 年令	理由 性別	有		無		無答 回
		男	女	男	女	男
二〇代		1		1	4	
三〇代		1		20	18	1
四〇代		1	2	27	20	1
五〇代		3	2	14	5	
六〇代		2		5	3	
七〇代						1
合 計		7	5	67	50	3
		12		117		3

＜9問＞ 希望出生子の性別

男女どちらでもよいと答える者が圧倒的に多く、全く予想外であった。回答結集をそのまま鵜の目できない感じもするが、2人の男の子をもつ男性が、一男一女が欲しかったと答えたのが印象的である。

表6 回答者性別・年令別表

		二〇代	三〇代	四〇代	五〇代	六〇代	七〇代	合計
男子希望	男性回答者		8	3	2			13
	女性回答者	1		1				2
	全回答者	1	8	4	2			15
女子希望	男性回答者			2				2
	女性回答者	1		1				2
	全回答者	1		3				4
どちらい でも	男性回答者	1	14	24	14	7	1	61
	女性回答者	3	18	20	7	3		51
	全回答者	4	32	44	21	10	1	112

＜10問＞ 夫婦別姓に不満か否か。

关于姓(氏family name)的征求意见表

★您该当处划圈做标示

1. 性別 男 女
2. 年令 10年代・20年代・30年代・40年代・50年代・60年代・70年代・・・・
3. 婚姻 既婚 未婚
4. 儿女 有 没有 (人)
儿女数 1・2・3・4・5・6・7・8・9・10・
5. 您的姓氏与儿女的姓是否: 相同 不同
6. 您对儿女的姓不同是: 满意 不满意
7. 儿女的姓是怎样决定的?
由夫妻协议 夫 妻
祖父
或者他人 祖母 请写具体
他人
8. 当您决定儿女的姓氏时, 是否要考虑性别、长幼等关系?
有 没有
9. 您是希望生 男孩 女孩 男女都行
10. 对夫妻的姓氏不同您是: 满意 不满意
其理由是什么? 以上

若い世代の回答を多く期待し、意識的に声をかけたが、子のある者に対象者を限ることにしたため、若い男性は未婚者が多く、やっと既婚者がつかまっても子供がなく、結局、20代男性回答者は

1名にしかならなかった（2問 表2）。例えば、わが訪中団の6名の通訳のうち、5名は男性であったが、20代前半2名は未婚、20代後半2名は既婚であるが「子供はまだまだ」との返事、30代1名だけが子持ちで回答者になれた。また、男女同数を期したが、野次馬根性が強いのは男性なのか、街なかをふらつくのも男性が多いのか、女性にと心がけたのに、女性回答者が少ない結果となった（表1）。北京空港では、そうした筆者の態度に気付いたある男性が、わざわざ知合いの中年女性をひっぱってきて、答えてやれと協力して下さったのは嬉しかった。なかには、「貴国は？」と問われたり、何のためにこんなことを聞くのかとうさんくさそうに質され、大学講師をしており、婚姻法研究のためだと筆答すると、「なるほど」と、とたんに態度が丁重になり、わざわざ自分と妻の姓名まで回答用紙に書いてくれた者もあった。

婚姻有無の設問（3問）は、子もちを対象にしてからは全くの愚問と化し、未婚の親はこんなミクロ調査網にはかからなかった。今後計画生育下では減少するであろうが、皆無である筈はないと思い、西安で律師に尋ねたところ、現在でも極少と答えた。未婚と答えた若い男性や女性に、わざと「您有孩子？」と聞くと、周囲と一緒にになって笑うか、変な顔をされた。

すでに計画生育の普及、浸透化が予想以上に進んでいることは、訪中期間を通して、しばしば感じさせられた。北京市大通りでは、「生一個子好」と大書し、母子像を画いた大看板が目についた。一夫婦の生む子の数が減少していることは調査でも明白で、30代には4人の子持ちがなく、1人子が半数以上を占め、40代以上になるとぐっと子の数は多くなる（4問 表3）。希望出生子の性別を質問した（9問）ときも、「子供はもう要らない」との返事をうけて、「子供が生れる前はどちらが欲しかったか」と聞き直さなければならないことが度々あった。

50年法の下でも、子の姓は父姓でも母姓でもよく、未成年子の姓は父母の協議で決めると解されていたが、アンケート結果では父の姓を名乗る子が圧倒的に多く（5問）、子の姓を決めるのも、父母の協議によるとは限らなかった（7問・表4）。

実は、この調査について、在日中の一法律家からは、中国では子の姓は父姓であるのが当然で、母性の子など自分も一例位しか知らない。何んでこんな調査を試みようとするのか理解できないと不審に思われ、また、通訳にも子の姓は父姓に決っているといった口振りをされた。そのため、筆者は回答の中に母姓の子の例を見出す度に、鬼の首でも取ったような気分になった。「母姓の子も居た／＼」というのがむしろ実感であった。

男性回答者77名中、妻姓の子をもつ者は6名であったが、この6名の回答者の子全員が母姓を名乗っているわけではなく、子の一部が母姓の場合もあり、子全員が母姓となっているのは2名の回答者だけであった。他方、女性回答者55名のうち、同姓の子をもつ者は5名いたが、全部の子が母姓なのは2名の回答者だけで、あとの3名の回答者の中には父姓の子もいる。全回答者中、母姓（妻姓）を称する子をもつ者は合計11名となるが、この中でも、長子は父姓、末子は母姓とか、男子は父姓、女子は母姓といった父姓優先現象が多くみられ、結局、父姓を名乗る子だけをもつ回答者121名に対し、母姓を名乗る子だけをもつ回答者は4名のみという結果となり、子の姓は父姓との一般的感覚を裏づけている。

子の姓決定者は50年法下の法解釈とはちがって、調査結果は（表4）、夫婦協議がもっとも多いとはいえず、夫だけで決めた例も46例と3分の1以上をしめる。のみならず、子の父母ではなく、祖父が決めたとの回答も3例あり、逆に、妻だけで決めたとする例は皆無であった。

男女平等は婚姻法の原則とされ、啓蒙活動も盛んで、思想的には相当に普及していると質問中に

も感ずることがあった。例えば、「男を生めば栄え、女を生めば恥となる」と云われ、男子出生を望む意識が人口増加現象の一原因でもあるとされるが、「男子と女子とどちらが欲しい（かった）か」の質問に「都行」の答が事もなげに返ってきて、いささか拍子抜けした程であった。もっとも、これは多分に外国人たる筆者に対する思惑からの建前論的回答ではないかとの感じがするが、その回答態度には何か疑っては悪いような明朗さがみられた。ところが、こと子の姓といった伝宗接代につながる問題となると、人々の伝統的意識はまだまだ変わっておらず、男尊女卑観は厳存している。しかも、これを家父長制的男尊女卑思想にもとづくとの意識は皆無に近い稀薄さであった。西安で通訳をした20代後半の女性は、男子出産を願っていたといい、現に一才未満の男子があるが、男子希望理由は、夫の家継承者を得るため、子が夫姓を名乗るのは当たり前で、自分の姓を名乗せたいなどと云えば、人々から笑われると説明してくれたが、「子の姓は父姓」の考えは男女平等とは関係ない、伝統・習慣なのだと云い張った。家父長制にもとづく男尊女卑の伝統、習慣であることに気付いていないのである。

したがって、子と異姓であることに不満か否かの設問（6問）に不満と答えた女性は、たったの2名であった。異姓の子をもつ女性回答者53名中の2名である。この2名は1子のある20代と5子のある40代の女性であるが、子は全員父姓で、かつ、子の姓は夫が決めた、子の姓を決めるに当たって、性別・長幼といった何らかの差別的理由があった（8問）と回答している。これに反し、異姓の子をもつ男性回答者は、すべて子の姓決定は夫婦協議で行われており、子の異姓は納得の上からであろう、不満と答えた者はいない。ところが、男性回答者で、現に子は自分と同姓であるにもかかわらず、もし子が異姓となる——父姓を名乗らないならば不満であると、さらに一步ふみ込んで

「子の姓は父姓」の考えを表明した者が4名あった。筆者は子と異姓の者にだけ当設問を向けていたので、大いに反省させられた。他の男性回答者にも積極的に質問していたら、おそらくもっと多くの同回答者があったにちがいないと思われる。子は父姓の観念の強さをまざまざとみる思いを4名の男性回答者からうけた。子に妻姓を付すには夫の理解、同意が絶対に必要であり、男女ともに子は父姓の観念からいまだ脱却していないのが現状のようである。

しかし、従来の複数子家庭の下では、男子出生まで出産を続けたり、子が夫姓を称しても、兄弟の子が自家の姓を継承するからお互いさまと考えたり、複数男子の1人が兄弟のない母姓を継いだり、婿入り婚の子に母姓を継がせることが出来たが、一人子家族社会になれば、これらの方法は望めなくなる。一人子同士が結婚し、その間に1人の子しかもてない二重の意味での一人子夫婦家庭で、「子は父姓」の考えは何の抵抗もなく維持され続けるであろうか。男女平等意識の徹底化が進み、妻も夫と同様に子に対し自己の姓を望むようになったらどうであろうか。一人子奨励政策実現には男女無差別の徹底的保障が必須であろう。新婚姻法があえて明文規定を設けた理由もここにあるのではなかろうか。50年法下で子の姓氏規定はなくとも、子の姓は父姓でも母姓でもよく、夫婦の協議で決めると法的解釈がなされていた⁽²⁰⁾が、アンケートでは父姓の子が圧倒的多数で、かつ夫だけによる子の姓決定例も3分の1強であった。法条文に明記することは、人々に知らせ、旧婚姻制度来の意識の変化を促す啓蒙的役割を果たすとともに、紛争にもち込まれたときも、紛争解決者に解釈の余地を与えない重要性をもつ（もっとも、中国では裁判官の独立はなく、判決に裁判官による解釈上の個人的差は起りえないよう統一されているとも聞いているが——）。

夫婦同一氏の原則に立つわが国とちがい、中国

では、50年法来夫婦はそれぞれ自己の姓名を用いる権利が認められている。また、明文記定はないが、50年法下から、夫婦は同姓にすることも自由で、その際夫婦いずれの姓を用いてもよいと解されてきた。しかし、アンケートでは132名の回答者中、夫婦同氏の者はたった1名、それもたまたま同姓者間の婚姻であったからで、婚姻により姓を変えた者は皆無という夫婦別姓の徹底ぶりがみられた。古く同祖同姓者間の婚姻が刑罰の対象にもなった国柄の故でもあろうか。夫婦別姓に不満か否かの設問（10問）は日本的発想による愚問であったようである。それぞれ父姓を名乗る2子をもつ、40代と50代の2男性回答者のみが不満と答えた他は、人々はむしろこの設問にけげんそうであり、「満意」の答えが素早く返ってきた。

徹底した別姓夫婦に1人の子だけとなったとき、その1人子の姓決定は困難な問題とならないであろうか。夫婦間に話し合いがつかない場合、新規定を基に解決が図られるであろうが、どう対処されるのか、祖先から伝わってきた姓を子に名乗らせることにより、家が継承されていくと、人々が考える限り、明快な解決は望めないのではなかろうか。

4. 「離婚後の扶養」への疑問

1931年の婚姻条例は「離婚は自由でなければならない」と規定した⁽²¹⁾（9条）。50年法においても、協議離婚が認められ、また、一方が離婚に合意せず、その後の調停の効果もないときは、直ちに離婚判決が行われることになっているが、わが国のような裁判上の離婚原因は全く規定されていない。新婚姻法においても、この点は同様に破綻主義がとられ、有責配偶者の離婚請求に対する制限的規定はみられない⁽²²⁾。しかも、離婚後の扶養に関し、50年法では「離婚後一方がまだ再婚せず生活困難なときは、他方はその生活の維持を援助

しなければならない」とあり（25条）、新婚姻法でも多少の表現の違いはあるが、「離婚の際、一方の生活が困難の場合には、他方が適当な経済的援助を与えるべきである」と規定する（33条）。また、両規定はともに夫婦の協議が成立しない場合は人民法院が判決すると定める。わが国では、判例は制限的破綻主義の立場に立ち、自ら離婚を招いた有責配偶者からの離婚請求を認めない。さらに、離婚に際して認められる財産分与の法的性質の1つにあげられる離婚後の扶養請求権をもつのは、離婚無責者に限ると解するのが通説である。独民法も有責配偶者の離婚請求を認める代りに、無責配偶者に対する離婚後の扶養を義務づけている。破綻主義を採用しながら、離婚後（時）の扶養給付に何らの制限規定を設けない中国婚姻法の実務上の解釈について、北京市高级人民法院・中級人民法院を訪ねた際に質問してみた。

質問の回答に立ったのは北京市中級人民法院民庭副庭長（女性）であったが、

「離婚後の扶養と離婚に対する責任の有無とは関係がない。全く別個の問題として処理すべきである。仮りに離婚について責任のあった配偶者でも、離婚後の生活が困難であれば、離婚につき責任がなくても他方の配偶者が、離婚に際して経済的援助をしなければならない」と答えた。

副庭長の回答態度には、きわめて当然、疑いの余地なしといった表情がみられたので、通訳内容は確かなのか少々不安にもなり、筆者は再度質問した。内容を判り易く、とくに通訳者に理解できるように、仮りに妻が夫以外に異性関係をもつ⁽²³⁾たため離婚に至ったが、健康を害するとか何らかの理由で妻が生活困難になっている場合にも、夫はその妻の離婚後の生活維持のために援助しなければならないのか、と例示して念を押してみた。全く前と同様に確信をもった肯定の答えを受けた。当規定が設けられた理由には、従来経済的劣位におかれた婦女の保護にあると説かれているので、

具体的事例を逆に、有責の夫を無責の妻が経済的に援助すべきか否か、と質問していたら、答は異っていたであろうかと後になって考えてみたりしたが、副庭長の返答ぶりは、通訳者が不服そうに聞き直してくれたほど、断固としており、驚かされた。

帰途のバスの中で、通訳者（男性）は「あの考えはおかしいよ。離婚原因を作った者に、責任のない者が援助義務を負わされるなどという馬鹿なことがあるものか。反対、反対」と憤慨していた。

無責配偶者に援助をさせることは、それだけ国の扶養義務の減少を意味することにもなる。副庭長の解釈は、新婚姻法の親族扶養規定の新設⁽²⁴⁾に共通するものとみるべきであろうか。有責配偶者の援助請求の権利は、はたして合法的利益といえるのであろうか。

印象が強く、疑問も残ったので、帰国後、在日中のある法律家に尋ねてみた。ところが、

「とんでもない。無責配偶者が有責配偶者の離婚後の生活援助をすべきである?! そんな回答をする裁判官は法的認識、知識不足といわざるを得ない、世界の何処の国に行ってもそんな考え方をとる国はないだろう」と否定し、「有責配偶者の親族が扶養すべきであり、親族がないときは公的扶養によるべきである」と説明された。また、「夫が気の毒に思って病院に見舞ったり、多少の金銭的援助をしても、それは夫自身の自由意思にもとづくことで、法が強制すべきことではない」ともつけ加えた。

北京市人民法院の会議室で副庭長が答えた際、2人の副院長はじめ6人の法院関係者が同席していたが、反論した者はなかった。このことへの疑問に対し、先の法律家は、訪中団が去った後に反論したにちがいないと云う。反論の存否は知るよしもない。ただ、野村教授は1979年、80年の訪中の際、2度ともこの副庭長から離婚に関する説明をうけておられることを知り、副庭長の法的知識

の欠如とは思われない。どちらの見解が立法者の、いや現在の中国法実務上の見解と一致するのか、明文規定がないだけに解釈の余地がある問題でもあり、興味もたれる。

5. ある人民公社で聞いた家族関係

10月4日、黄河のほとり鄭州市郊外にある河南省鄭州郊区祭城人民公社白庄生産大隊を訪ねた。コンクリート3階建ての建物の一室に案内され、お茶ともぎたてのリンゴ紅香蕉をごちそうになりながら、50代の大隊長と20代後半の副婦長から説明をうける。

ここは生産小隊6つからなる大隊で、105世帯、625人を擁し、全耕地面積320ムー、果樹園250ムーをもつ。開放前は、この辺りは砂丘陵で、人々は貧困にあえぎ、乞食になる他なかったという。1952年50組の合作社から出発し、周囲の32ヶ所の丘陵を崩し、地ならしして平地とし、25の沼を掘った。穀物生産高は年々増加し、当初1ムー当り40キロだったのが、79年には995キロにもなった。今では、余剰備蓄食料は26万キロ、積立金は80万元にのぼる。各家庭の野菜、電気、学費、医療は無料で、各自水道をもち、メタンガス燃料は共有、住宅建築は50%が新築である（新築建物は日本の団地をさらに質素にした感じのものであるが、他方、筆者にとっては初めて見る土で作った塀が崩れかけ、その後方に古い練瓦作りの人家が残っていた）。人々は、8時間労働で、60才を越えと、働きたい者だけが働く。収入は1人当り年間平均800元。公社の仕事は農耕、果樹園、副業（豆腐、ミルク工場など）に3大別される。自由地は1人当り0.3ムー（約6坪）あり、野菜など食料を作る。

家族の平均人数は5人から6人。ただし、若夫婦の子供の数は1人か2人。子の年齢が20才以上の場合はきょうだい数が6・7人の家庭もある（

アンケート結果にも一致する)との説明を聞き、ここでも人口抑制政策の浸透を感じた。『結婚と同時に一世帯を作るのが普通である』という。農業を主体とする人民公社で、しかも北京とは比べものにならない牧歌的地方でこの説明を聞かされるのは意味深い。同省、同県内の結婚は自由であるが、農民同士が通例である。

公社における夫婦は共稼ぎで、家事は当然に分担して行う。妻にとって子の出産後50日間の産休が認められるが、その期間が過ぎると祖母が子の面倒をみて、母親は仕事に戻る。祖母が居ない家庭はどうするのかと質問すると、母親が子の2才に達するまで、仕事を休んで子育てをする、子が2才になると託児所に入れるので、母親は又仕事に戻るのだと答えた。2才未満の子のための育児所がこの公社にはないということであろうか。実は副婦長にも1才未満の女兒がいて、公社内の荒涼たる広場を通りかかったとき、これが私の娘だと嬉しそうに一女兒を抱きとったが、この時その子を抱いていたのは、祖母ではなく年かさの子であった。広場には、収穫した沢山のとうもろこしの皮を前に、年寄りや子供たちが多く集っていたが、子供の服装はまちまちで、はだしの子もいたり、顔を洗ったのかしらと思われる男の子もみかけた。しかし、みんなは、働いているのか遊んでいるのか、とてもどかな風景ではあった。

老人の扶養については子が扶養し、子の中では長男が一般に優先するが、扶養方法は同居とは限らないという。もっとも、後にふれる白氏のように、同居も少くないと思われる。共同生活の方が、夫婦共稼ぎ、祖母の育児参加の必要性などに便利といった経済的理由が多分にあるのではなかろうか。とはいえ、農業主体の人民公社において、同居が当然と説明しない点にも注目される。

子の無い老人扶養はと尋ねると、公社の生産大隊が扶養するという。しかし、その老人に年金を与える制度はない。最低限の生活には窮しないが、

小遣いは各自が稼働期に貯えておかなければならないということであろうか。年収1人平均800元は、通常労働者月収4,50元に比し多額ともいえる。この金額が事実であれば、老後のための貯蓄も困難ではないであろう。

相続はもちろん認められるとの答えで、例えば夫が死亡すると、その遺産は妻のものとなり、妻が亡くなって後、遺産は子に移る。親子間で相続争いは起らないとのことであった。

時間がなく、相続に関してこれ以上聞けなかったので、相続の対象になるものは何か、先妻の子と後妻の間ではどうなるのか疑問が残る、後に西安で律師に質してみた。まず、陝西省律師が依頼される家族関係事件の中では、相続問題が圧倒的に多く、訴訟事件として最多の離婚事件の依頼は少いという。相続争いでもっとも多い対象は家屋(住居)であり、相続対象になるのは、その他自由地、預金、少量の生産手段用機具、自転車、ミシン、時計といった身廻り品、などである。たしかに、訪中の間みかけた自転車はどれも手入れが行き届いて、大切に扱われていた。先妻の子と後妻間の相続関係は、中国では夫婦財産共有制をとっているため、仮りに夫が死亡すると妻の全財産となり、これは後妻でも変わらない。継親子関係が認められるので、後妻の死後、その全財産は先妻の子、後妻の子に関係なく子全員で相続する。したがって親子間の相続争いはないとの説明であった。もっとも、新婚姻法は、継父または継母が、継子を扶養教育した場合に、嫡出親子間と同一の権利義務を認めるとする(21条)ので、厳密には、右の説明には疑問がないわけではない。例えば、先妻の子がすでに独立後に後妻が婚姻した場合などは、はたして、先妻の子と後妻との間に嫡出親子間と同様の相続が認められるのかといった問が生ずる。

しかし、中国では裁判実践による扱いが、わが国とはちがって相当広範囲に認められているらし

く、現に、新婚姻法には夫婦間と親子間の相続規定しかない⁽²⁵⁾のに、兄弟姉妹間にも、また孫の祖父母に対する株分け的代襲相続権も認められると解釈され、裁判でも親族扶養との関連から認められるというのである⁽²⁶⁾。

最後に、人民公社で見学を許された個人住宅の白氏の家族関係についてふれておきたい。

練瓦作りの門を入ると、中庭に面し、練瓦作りの平屋がつき当りと両側に建ち、大きな棗の木とバラが1本植っていた。つき当りの建物に住む24才の公社内電気技師白氏が応待に出て、彼の居間兼寝室の1室で話を聞いた。この1室と左側別棟の台所の中だけ見せてもらえたが、台所はかまど1つの大変質素なものであった。右側の別棟が両親の住居になっているらしく、その姿もみかけたが、家族は他に弟2人、妹1人の6人家族である。両親と妹が農業に従事し、上の弟は公社内のミルク工場で働き、下の弟は在学中という。公社内の住民の転職は困難で、公社内の家族の子女たちは成長すると公社で働くことになる。余程のこと、本人の学業が優れ、大学の入試に合格でもすれば別だがと副婦長さんは語った。

24才の長男白氏には仲人の紹介で知り合った婚約者がおり、彼女は鄭州市の工場労働者で、結婚すれば、この人民公社内に白氏の家族と同居し、工場へはバスで通勤することになるという。「なかなかハンサムな白さんだから、婚約者も可愛い娘さんなんでしょう」とひやかされて、はにかみながらも、白氏は婚約者の話をするのが嬉しそうであった。両親も50才前後でまだ若々しいのに、白氏の結婚によって、両親と弟2人、妹1人の5人家族と若夫婦の2世帯に分れるのではなく、今より広い集合住宅（新築住宅の、日本の団地のようなもの）に移って、7人の家族暮らしをするのだと、白氏は事もなげに語った。庭に出ると、ミルク工場の弟さんが現われ、丁度父親も見送りに出て来たので、門前に並んだハンサムな中国父子3

人の明るい表情をカメラにおさめて白家を辞した。

むすびにかえて

訪中前にいただいていた先入観で、もっとも打ち砕かれたのが男女平等の実現化であった。女性の職場進出という社会面での実現は、遥かに日本より優っているが、家庭内の婚姻観（嫁娶り）や、子の姓氏にみられる家族意識にもとづく男尊女卑の伝統の根強さも又、わが国に優るとも劣らないと痛感させられた。

社会的に高い地位にあり、有能な男性の中にも、いや、こうした男性の多くこそが、男尊女卑的感覚を強固にもち続けているのではなからうか。西安の有名なイスラム教寺院清真大寺の境内で、威風堂々たる中国紳士をつかまえ、度胸にものいわせアンケートを試みたとき、この紳士は、子の姓は自分の姓を名乗らせている、そう決めたのはこの私である。男の子ばかりだったが、もし女の子が生れていたら、妻の姓を名乗らせてもよい、と答えた。後に、女性通訳に、「あの人を誰だと思っているのか」と詰問され、たまたま外国の国会議長の接待のためみえていた、陝西省対外友好協会会長であるぞと教えられた。

台湾で子供時代を過した筆者は、中国に少なからぬ関心をもっていたが、1955年民主法律家協会の訪中団に参加した義父から、当時の西欧・東欧諸国と比較した上での中国賞讃を聞かされ、また「中国の赤い星」に描かれた毛沢東の印象が強烈であったのか、わが国の一般情報を鵜のみにし、あたかも中国には奇蹟が起っているかのような錯覚に落入り、男女平等の実現化を信じ切っていたのである。調査でも感じたが、男女平等思想はたしかに一般の人々の間に普及している。しかし、それはあくまでも知識としてであって、人々がそれを深く理解し、自らの思考の基盤として行動を通し実現化させているかという点と疑わしい。もちろん、序々にではあるが実行に移しつつある人々

も存在することは否定できない。男女平等の原則を規定する憲法を制定して30有余年を経た日本においても然りであろう。何千年という長い男尊女の伝統をもつ中国において、いまだ実現化していないことこそ、是非の問題は別として、人間社会としてあり得べきことなのかも知れないと考えるようになった。

誤った過大評価に気付いたことと、調査を通じて接した何百人かの中国の人々から受けた暖かい感觸の思い出が最大の収獲であった。中国人民の幸せを心から願うものである。

(1月20日脱稿)

(注)

- (1) この第1回ソヴェト大会で毛沢東はソヴェト中央執行委員会主席に選ばれた。仁井田陞・幼方直吉「中華ソヴェト共和国婚姻条例」法律時報27巻9号(昭30)78頁以下。婚姻条例に関しては当論文を参照した。
- (2) 陳紹禹(幼方直吉・長谷川良一訳)「中華人民共和国婚姻法起草経過及び起草理由に関する報告(一)」日本法社会学会編『法社会学』1巻2号(昭27)118頁以下。「同(二)」2巻3号(昭28)156頁以下。中国婚姻法を現解するためには必須の論文と思われる。毛主席は婚姻法は一切の男女の利害に関する普遍性からいえば、まさに憲法につぐ国家の根本大法の1つであると述べたとされる。前掲2巻3号170頁。
- (3) 1978年7月25日の人民日報によれば、紹興県で、女性側から老酒、衣服、指輪、宴会費など結納をはるかに越える財物の強要があり、貧しい男子青年を悩ましているという。美人と結婚するための「好看銭」、花嫁を産んだ母親に対する「肚痛銭」などもあげられる。針生誠吉「中国新法律の土壌分析と実態」ジュリスト730号(昭55)54頁以下。又、1980年第2期の「法学研究」には、とくに農村において、父母が子女に売買婚を強制し、「豚を売るときにも、なにがしかの金をとるのだから、娘をただでやるわけにいかない」と云う人がいると、売買婚残存の実態を訴えている。稲子恒夫「中国の憲法改正と新婚姻法」中国研究117号(昭55)37頁。
- (4) 仁井田陞『中国法制史』(昭39)187頁以下。同「旧中国社会の『仲間』主義と家族」日本法社会学会編『家族制度の研究』(昭32)141頁、以下旧婚姻制度について負うところが大きい。
- (5) 楊大文・鄭立・劉素萍『婚姻法与婚姻家庭問題講話』(1979)54頁以下。本書は旧婚姻制度だけでなく新婚姻法を知る上でも非常に役立った。以下『講話』と略称する。
- (6) 北京市南苑人民公社敬老院では、72人の老人中、4分の3が男性、撫順市立社会養老院では、125人の老人中、男性100人で女性は5分の1でしかないとされる。松井やより『人民の沈黙』(昭55)231頁以下。
- (7) 前掲陳氏報告によると、14才の童養媳胖妮子は真冬でも綿入を着せてもらえず、23日も飯が食べられなかった。2月に単衣でひどくなぐられ重傷を負わされた後、寒い部屋に1晩中とじ込められて、とうとう口から黄水を出し凍死した例が引用されている。(二)2巻3号159頁。
- (8) 潮見俊隆・鍛冶千鶴子・黒木三郎・西村信雄「中国婚姻法ききがき」前掲『家族制度の研究』207頁以下。1955年の訪中による報告で今日と比較でき興味深い。
- (9) 1978年憲法第53条にも計画生育が謳われ、同年全人代大会で華主席は一人子報奨にもふれたし、同年8月の人民日報掲載論文で陳慕華副主相も、今世紀末までに自然増加ゼロに引下げる強力措置を提唱し、一人子奨励策にもふれている。上海市革命委の計画生育規定は「一人子優遇、多産への罰金」とわが国でも話題となった。厚生省人口問題研究所『最近の中国の人口政策に関する資料』(昭54)中国研究所中国研究月報(中国人口政策特集)390号(昭55)参照。

- (10) 『講話』49頁以下。
- (11) かつての日本と同様、中国では満と拒らない限り年齢は数えで、新規定は満としたので、実際には2才以上の引上げである。
- (12) 王家福・李勇極・陳明俠「婚姻立法的新發展」石川利夫教授が「中国新婚姻法について」のご報告の際（1980・12・26早大比較法研究所）に配布された。
- (13) 『講話』58頁以下。なお、野村教授によれば、人民大学の一民法学教授は、中国では社会主義の發展が未完成だから老人扶養の規定が必要である。都市住民は退休金を貰えるから問題ないが、農村では必ずしも十分でなく問題となるといい、又、社会が完成すれば扶養義務は不要となるのですねとの野村教授の質問には、扶養問題は短期間では解決できない、親子間の道義問題そのものであると答えたとされる。野村好弘「中国婚姻家庭法の新展開」ジュリスト732号（昭56）42頁。
- (14) 老人の扶養は公的扶養による保障が望ましいと考えるが、公的扶養を恥とする感覚から抜け切れず、社会保障の完備も早急に実現しそうもない日本において、検討されてもよいのではなかろうか。今回の相続法改正で見送られた、いわゆる農家の嫁の寄与分もこの制度で解決されるし、夫の老親をみる妻の苦労も報いられる一方法ともなるのではなかろうか。
- (15) 中国通信社『中華人民共和国第5期全国人民代表大会第3回會議文献集』54頁。
- (16) 理解し易くするため戸籍と云われたものと思われるが、後にふれるように、中国では戸口登記制で、わが国の戸籍制とは似てはいるが同一ではない。
- (17) 前掲野村論文ジュリスト732号36頁、43頁。
- (18) 前掲稲子論文 中国研究117号34頁。
- (19) アンケート調査につき筆者別稿「中国人口政策と新婚姻法の子の氏」判例タイムズ 426号（昭56）19頁以下参照。
- (20) 仁井田陞「中華人民共和国婚姻法」宮崎孝治郎編『新比較婚姻法Ⅰ』（昭35）76頁。
- (21) すでに述べたように、旧婚姻制度の下における婚姻の多くが、妻にとってはもちろん、夫にとっても自らの意思によらず、耐え難いものであったのが前提となっている。
- (22) もっとも従来の離婚扱いは、50年法下においても、実際には大変厳しく、容易には離婚を認めなかったようである。前掲陳氏報告、(二)2巻3号161頁、彭真氏報告、前掲『第5期全人代第3回會議文献集』49頁
- (23) 1979年朝陽区法院の扱った397件の離婚訴訟のうち、離婚原因を5大別した場合、家庭生活上の深刻な理由115件について、不貞行為は66件で第2位をしめる。前掲野村論文ジュリスト732号38頁。
- (24) 祖父母と孫の相互間、兄弟の弟妹に対する扶養義務規定も新たに設けた。同法22条、23条。
- (25) 将来、民法に相続篇が、あるいは固有の相続法が制定されることになっている事情にもよるのであろうか。
- (26) 前掲『講話』65頁以下。

（中央大学講師）